

「元気な日本復活特別枠」要望概要

事業名	聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の設置推進			事業番号	
				担当府省	総務省消防庁
特別枠での 要望額等 (百万円)	要望額	要望に係る 地方負担	同事業の 要求額	要求に係る 地方負担	事業規模
	645	0	0	0	645
過去の予算額 (当初：百万円)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度(要望+要求)
	0	0	0	0	645
事業主体	国	該当する支出先	a.公益法人 b.独立行政法人等 c.地方 d.その他 ()		
関連項目	a1.「新成長戦略」(デフレ脱却・経済成長) a2.「新成長戦略」(雇用拡大) b.マニフェスト施策 c.国民生活の安定・安全 d.人材育成・「新しい公共」 (※) 要求時の柱立てにこだわらず、最も関係の深い項目を選択すること。				
事業の内容	国において、聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器（聴覚障がい者用のストロボ付き住宅用火災警報器）を一括で調達し、各消防本部等を通じ、低所得や独居の聴覚障がい者の住宅に設置する。 【内訳】 ストロボ付き住宅用火災警報器 611,018千円 リーフレット作成・印刷 33,268千円 実態調査・検査・申請書審査 506千円				
事業の目的・効果	平成16年の消防法改正により、平成23年6月までには住宅用火災警報器の設置が全国で義務化されるが、一般的に流通している住宅用火災警報器は音による警報を発するものであり、聴覚障がい者には覚知不能である。 一般的な住宅用火災警報器の普及率が約58%であるに対し、聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器は、価格が一般的な住宅用火災警報器より5～6倍程度高額となっているなどの事情により、普及率は約2%に留まっており、著しく普及が進んでいない状況となっている。 このため、消防法改正に基づく住宅用火災警報器の全面義務化の機に、国が全国レベルでの必要台数を一括で調達し、消防本部等を通じ、低所得又は独居の聴覚障がい者世帯の住宅へ設置することで、聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の設置推進を図るものである。				
需要・雇用 創出効果	聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器の調達を通じて、関連産業の需要の拡大が期待できる。				
関連・類似の H23年度要求・ 要望の項目・額 及びそれぞれと 本要望との 関係・役割分担	【関連のH23年度要求項目】住宅防火対策の推進事業 【関連のH23年度要求額】24,816千円 概算要求枠における住宅防火対策の推進事業については、住宅用火災警報器の設置促進に要する広報や住宅防火対策の定量的な検証・分析に要する経費を計上。 本事業は、国において、普及が進んでいない聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器を一括で調達し、消防本部等を通じ、低所得や独居の聴覚障がい者の住宅に設置することで、平成23年度要求における住宅防火対策の推進事業による住宅用火災警報器の設置促進に要する広報等と相まって、住宅用火災警報器の設置推進を図るものである。				
事業の新規性、 見直し内容	平成18年度以降、住宅用火災警報器の設置促進に要する広報等経費を計上してきているが、国において、普及が進んでいない聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器を一括で調達し、低所得や独居の聴覚障がい者の住宅に設置することで、設置推進を図る事業としては新規の内容である。				
備考					